

在外子会社の連結に係る修正 5 項目

連結財務諸表を作成する際において、在外子会社が存在する場合には、その在外子会社の財務諸表を連結会計に取り込まないといけません。

ここで、わが国においては、在外子会社の連結について、実務対応報告 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」という基準を考慮する必要があります。

この通称 18 号は、連結財務諸表の作成において、原則は親会社および子会社の会計処理を日本基準で処理しなければならないとしながら、当面の取扱いとして、IFRS または米国基準に準拠して作成された在外子会社の財務諸表なら、国内親会社の連結会計において基本的に利用することができるというものです。

ただし、当該在外子会社が IFRS または米国基準に準拠して財務諸表を作成したとしても、次の 5 項目については、在外子会社の財務諸表数値をそのまま利用することができず、その部分だけ修正しなければならないという項目があります。

その修正 5 項目とは以下のようなものであります。

- ① のれんの償却
…非償却ののれんがあれば、20 年以内の規則的償却を求めるもの。
- ② 退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理
…数理計算上の差異の償却を費用処理せずに純資産に計上するとするのではなく、当期の損益になるようにするというもの。
- ③ 研究開発費の支出時費用処理
…資産計上した研究開発費は、支出時一括費用処理を求めるもの。
- ④ 投資不動産の時価評価および固定資産の再評価
…公正価値で評価した投資不動産等があれば、それを取得原価で評価すること。
- ⑤ 少数株主損益の会計処理
…当期純利益に少数株主損益を含めず、当期純利益は親会社持分のみになるようにすること。

この点、現在、企業会計基準委員会で上記 18 号の見直しが検討されており、修正 5 項目の内容が変わる可能性があります。
